

別表三（一）付表一の記載の仕方

- 1 この明細書は、法第67条第1項（特定同族会社の特別税率）に規定する特定同族会社が同条の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「他の法人の株式又は出資の基準時の直前における帳簿価額から減算される金額19」の欄の記載に当たっては、別表八(三)「13」の金額のうち法第62条の5第4項（現物分配による資産の譲渡）の規定により益金の額に算入されない金額に対応する部分の金額がある場合には、その対応する部分の金額を控除した金額の合計額を記載します。